

【長野広域連合】

- ・長野広域連合では、平成 30 年度中の稼働を目標に、ごみ焼却施設 2 施設（長野市・千曲市）、最終処分場 1 施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約 7 年の長きにわたり、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成 25 年 3 月に地元区と建設に関する協定を締結し建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある。
- ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には交付金が不可欠であるが、今年度の当初交付内示額は要望額の約 94 パーセント（27 年度は約 87 パーセント）であった。本年度からは、本格的な施設の建設工事に着手しており、計画どおりの事業推進を図るためには交付金要望額の満額確保が必要である。
- ・本体工事に対する交付金が削減された場合、本市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・須坂市に計画する最終処分場も、建設地元区に対し協力を要請してから足かけ 7 年にわたる協議の結果、ようやく平成 27 年 12 月に建設に関する基本協定の締結に至ったところである。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費や住民理解を得るための周辺整備に要する費用、廃止される既存の廃棄物処理施設の解体費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を進めるうえでの負担要因となっている。

【北信保健衛生施設組合】

- ・中野市、山ノ内町、長野市（旧豊野町区域）、小布施町の可燃ごみは、北信保健衛生施設組合のごみ焼却施設（東山クリーンセンター）で処理している。
- ・当該施設は平成 10 年 4 月から稼働しているが、老朽化が進行しており、将来にわたり適正かつ安定的なごみ処理を行うため、平成 24 年 2 月に長寿命化計画を策定し、基幹的設備改良事業を実施することとした。
- ・ごみ処理システムの変更及び主要機器の新設・更新を行うため、平成 26 年度から基幹的設備改良工事に着手し、平成 28 年度中の工事完了を目指している。
- ・本事業の財源となる循環型社会形成推進交付金の内示額は要求額に届かず、その財源は構成自治体へ転嫁されることとなる。
- ・国においては、厳しい自治体運営の状況を斟酌し、必要な予算確保をされるよう強く要望するものである。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した新たな建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、住民理解を得るための周辺整備に要する費用、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成31年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）を整備する計画を進めている。
- ・施設の早期建設に向け、現在、施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、本年度から施設用地の造成工事に着手しているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成30年8月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存2施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。
- ・施設の早期建設に向け、現在、造成工事の発注準備及び施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。

【穂高広域施設組合】

- ・安曇野市の一般廃棄物中間処理(ごみの焼却処理等)は、一部事務組合である穂高広域施設組合(安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村の6市町村で構成)の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼働から既に21年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定した。

「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。

- ・穂高広域施設組合では、平成33年度の稼働を目標に、ごみ焼却施設(熱回収施設)を更新整備するため、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定しているが、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。
- ・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の点からも、廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用すべてを一般財源で賄わなければならない、財源確保が大きな課題となっている。

【湖周行政事務組合】

- ・現在、岡谷市、諏訪市、下諏訪町のごみを共同処理するため、各市町で構成する湖周地区事務組合で一般廃棄物共同施設の整備を行っている。
- ・組合で行っている中間処理施設の焼却施設整備は平成25年度から解体工事及び造成工事に着手、平成26年9月から本体工事に着手し、平成28年11月の完成に向けて工事を進めている。
- ・平成28年度は、この焼却施設整備の最終年度となることから、十分な予算確保を要望している。
- ・今後、最終処分場の建設を進めていくなかで、工事費に加え、用地補償費や周辺環境整備等に多くの費用が必要となる。
- ・建設期間中の岡谷市のごみ処理を諏訪市、下諏訪町等へ委託しているため、事業の遅延は許されない。加えてインフレスライド条項の適用に伴う工事費の増も市の財政を圧迫している。交付金の圧縮は事業の遅延のみでなく、構成市の行財政全体の運営に多大な影響を及ぼすこととなる。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・構成3市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成31年度、最終処分場は平成32年度とされている。
- ・現在、施設整備に向け3市町村の協議を行っているが、平成28年度からの事業着手を予定し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を予定している。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまでに8年をかけて、ようやく建設着手にこぎつけた。
- ・現在、施設整備と運営事業を実施する事業者が実施設計を進めており、10月から本格的に施設建設等を実施すべく準備を進めている。
- ・今後、平成30年度中の稼働を目標に施設建設が本格化するが、全国的にも施設の更新時期が重なることから、国の予算確保と財政支援に不安がある。
- ・国の当初予算において要望額に見合った予算確保がなされなければ、構成市町村の財政は大変厳しい状況になると心配される。
- ・当該交付金の減額は、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともにこのことによる事業の遅れは許されない状況であり、市民の安全安心な暮らしを脅かしかねない。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>【南信州広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南信州広域連合（根羽村を除く 13 市町村）では、平成 29 年 12 月に稼働する予定で新焼却場の建設整備を進めており、財源は循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金で行われ、平成 28 年度以降、建設工事の本格化に伴い交付金額も増大する。 ・飯田市は新焼却場建設費の負担金のうち約 6 割を負担する予定であり、実施年度以降、確実な交付が見込まれない場合は、財政運営に重大な影響を及ぼすこととなり、当該事業の推進はもとより、他の行政事業にも影響を及ぼすことになる。住民サービスの低下を招かないためにも、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることが必要となる。 ・既に新焼却場の建設・運営事業に契約着手しているため、事業に支障が出ないように確実な交付を要望するとともに、周辺環境整備費への交付対象拡大も併せて要望する。 <p>【松塩地区広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成 23 年 12 月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。 ・この計画は、現有施設の長寿命化を図ることが重要となっており、そのために適切な管理と計画的な補修を行い、一般廃棄物を安定的かつ安全に処理できる体制を確保するものである。 ・ごみ処理施設は平成 29 年度、し尿処理施設は平成 28 年度の竣工を目標に、既に工事に着手している。また、本年度は、廃止した焼却施設の解体工事に着手する予定であり、解体後の建築工事の実施設計にも着手する予定である。 ・これらの事業は交付金を財源としており、予定した財源が確保できない場合、事業の遅延は勿論のこと、組合構成市村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱</p>